

福祉・介護人材確保対策等について
(平成21年度補正予算)

平成21年6月3日

【 目 次 】

1. 全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2～P12
2. 介護保険サービスに従事する職員の処遇改善等・・・・・・・・P13～P18
3. 障害福祉サービスに従事する職員の処遇改善等・・・・・・・・P19～P21
4. ハローワークにおける取組の充実・・・・・・・・・・・・・・・・P22～P24
5. 能力開発施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P25～P32
6. 都道府県福祉人材センターの機能の充実等・・・・・・・・P33～P44
7. 母子家庭の母親に対する資格取得支援・・・・・・・・P45～P52
8. 高齢者住まい法の一部改正によるケア付き住宅の整備の促進等・・・・P53～P62

1. 全体像

福祉・介護人材確保対策等の全体像

(網掛けは平成21年度補正予算で新たに措置することとしているもの)

1. 福祉・介護サービス事業者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
介護報酬のプラス3%改定による介護従事者の処遇改善	介護従事者の処遇改善を図るため、負担の大きな業務や専門性の高い人材への報酬上の評価を導入。	—	既存	—	—	老健局 老人保健課 企画法令係 (内線:3949)	
介護職員等の処遇改善	介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成を実施。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 4,000億円(介護保険サービス分)	都道府県	老健局 介護保険課 企画法令係 (内線:2164)	P17
				平成21年度補正予算 1,070億円(障害福祉サービス分)		社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 福祉サービス係 (内線:3091)	P20
現任介護職員等の研修支援	現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する場合等の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 緊急雇用創出事業 3,000億円の内数	都道府県	老健局 振興課 基準係 (内線:3983)	
新規介護職員等の養成	雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等に委託し、現場で職業訓練を実施。	中央職業能力開発協会	新規	平成21年度補正予算 緊急人材育成・就職支援事業7,000億円の内数	都道府県労働局	老健局 振興課 人材研修係 (内線:3936)	P18
地域相談体制の強化	地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップを行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する場合の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 緊急雇用創出事業 3,000億円の内数	市町村	老健局 振興課 人材研修係 (内線:3936)	
雇用管理の改善のための相談援助事業	雇用管理の改善に関する専門的な相談援助、雇用管理者講習等を実施。	財団法人介護労働安定センター	既存	平成21年度予算 4.9億円	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
介護人材確保職場定着支援助成金	雇用管理改善を担う特定労働者又は介護関係業務の未経験者を雇い入れた場合に一定額を助成。	厚生労働省	新規	平成21年度予算 116.8億円	都道府県労働局	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	
介護労働者設備等整備モデル奨励金	介護福祉機器(移動リフト等)を導入した場合に一定額を助成。	厚生労働省	新規	平成21年度予算 18.8億円	都道府県労働局	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	
雇用管理制度等導入奨励金	キャリアアップ、処遇改善等のための各種人事制度を導入又は見直しを行い、かつ、雇用管理改善事業を実施した場合に、一定額を助成。	財団法人介護労働安定センター	新規	平成21年度予算 2億円	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	
介護雇用管理改善推進委託費	人材確保対策、各種の雇用管理改善対策、介護労働への理解・関心を高めるための事業等を委託(企画提案型)。	厚生労働省	新規	平成21年度予算 6.8億円	都道府県労働局 全国規模の団体は、 右記の担当課	職業安定局 雇用政策課 介護労働対策室 介護労働対策係 (内線:5785)	
介護能力開発アドバイザー等による相談援助	事業主を対象に従業員の能力開発に関する相談援助等を行う。	厚生労働省(財団法人介護労働安定センター)	既存 (一部新規)	平成21年度予算 介護労働者能力開発事業9.5億円の内数	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業能力開発局 能力開発課 介護労働係 (内線:5929)	
キャリア形成促進助成金	訓練計画に基づき、事業主がその雇用する従業員に対して実施した職業訓練の経費等について一部助成。	独立行政法人雇用・能力開発機構	既存	平成21年度予算 59.9億円	独立行政法人雇用・能力開発機構 都道府県センター	職業能力開発局 育成支援課 援助業務係 (内線:5938)	
ジョブ・カード制度における雇用型訓練	正社員経験の少ない者を雇用し、訓練計画に基づき座学と企業実習の機会を提供する事業主について、訓練経費や訓練期間中の賃金を助成。	厚生労働省	既存	平成21年度予算 21.1億円 (上記キャリア形成促進助成金の内数) 平成21年度補正予算 12.4億円	地域ジョブ・カードセンター(県庁所在地等の商工会議所)	職業能力開発局 実習併用職業訓練推進室 実習併用職業訓練係 (内線:5913)	
職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施	委託訓練活用型デュアルシステム及び企業実習先行型訓練システムにおける、企業実習の実習先の確保を図るため、企業実習に要する委託費用を引き上げ。	独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県	新規	平成21年度補正予算 15.6億円の内数	独立行政法人雇用・能力開発機構 都道府県センター及び都道府県職業能力開発担当部局	職業能力開発局 能力開発課 企画調整係 (内線:5924)	P26

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
雇用調整事業主に対する教育訓練に係る相談・支援の実施	雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用して休業中の労働者に教育訓練を実施する事業主に対して、訓練計画の策定、実施機関の情報提供、訓練実施のコーディネート等の支援を実施。	独立行政法人雇用・能力開発機構	新規	平成21年度補正予算 5.8億円の内数	独立行政法人雇用・能力開発機構 都道府県センター	職業能力開発局 能力開発課 計画指導係 (内線:5923)	P27
複数事業所連携事業 ※1	小規模事業所が連携して、合同採用や合同研修等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県(委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1～※4の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	
実習受入施設ステップアップ事業	一定の要件を満たす優良な実習施設が中心となって、地域の実習施設と連携を図りつつ、講習介や実践事例報告会等の取組を行った場合に一定額を助成。	都道府県(委託可)	新規	平成21年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	

2. 福祉・介護サービス従事者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
教育訓練給付制度	従事者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、教育訓練経費の一定割合の額を雇用保険から支給。	厚生労働省	既存	平成21年度予算 62億円	《講座指定について》 中央職業能力開発協会 《受給について》 公共職業安定所 (ハローワーク)	《講座指定について》 職業能力開発局 育成支援課 教育訓練講座係 (内線:5922) 《受給について》 職業安定局 雇用保険課企画係 (内線:5763)	
介護能力開発アドバイザー等による相談援助(再掲)	在職者を対象とした能力開発に関する相談援助等を行う。	厚生労働省(財団法人介護労働安定センター)	既存 (一部新規)	平成21年度予算 介護労働者能力開発事業9.5億円の内数	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業能力開発局 能力開発課介護労働係(内線:5929)	
キャリア形成訪問指導事業※5	養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して職員のキャリアアップや施設の向上等のための研修を行った場合の経費を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 98億円(※5・※6の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P36
福祉・介護人材定着支援事業	就職して間もない従事者に対する巡回相談等の実施。	都道府県(委託可)	新規	平成21年度予算 セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	
福利厚生センター運営事業	福利厚生センターの運営に対する補助を通じた福利厚生事業の支援。	社会福祉法人福利厚生センター	既存	平成21年度予算 1.1億円	福利厚生センター都道府県事務局(都道府県社会福祉協議会等)	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	

3. 福祉・介護の仕事に関心を有する者を対象としたもの

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
福祉人材確保重点プロジェクト	全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野におけるマッチング機能の強化を図る。	厚生労働省	新規	平成21年度予算 7.4億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業安定局 総務課首席職業指導 官室 職業紹介第2係 (内線:5779)	P23 ・ P24
	※ 他産業から離職した非正規労働者等への介護分野の職業情報の提供等の体制整備及び「福祉人材コーナー」の増員を予定。			平成21年度補正予算 9億円			
福祉・介護人材マッチング支援事業※6	都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を設置し、個々の求職者に相応しい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を実施。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 98億円(※5・※6の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	P35
介護職員基礎研修(500時間コース)の実施	公共職業安定所長から受講指示を受けた離職者を対象とした介護職員基礎研修(500時間コース)を実施。	厚生労働省(財団法人介護労働安定センター)	既存	平成21年度予算 介護労働者能力開発事業9.5億円の内数	財団法人介護労働安定センター各支部(所)	職業能力開発局 能力開発課 介護労働係 (内線:5929)	
離職者訓練における長期訓練の実施	介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに創設。	厚生労働省	新規	平成21年度予算 51億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 企画調整係 (内線:5924)	
離職者訓練における3ヶ月訓練定員の拡充	ホームヘルパー2級の養成に係る離職者訓練の定員を拡充。	厚生労働省	既存 (一部新規)	平成21年度予算 5億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 企画調整係 (内線:5924)	
様々な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の拡充	民間教育訓練機関を活用した離職者訓練を拡充(医療、福祉、農業分野等における離職者訓練の定員枠の拡充)。	厚生労働省(独立行政法人雇用・能力開発機構)	既存 (一部新規)	平成21年度補正予算 105億円の内数	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 計画指導係 (内線:5923)	P28
託児サービスを付加した委託訓練の実施	母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供。	厚生労働省(独立行政法人雇用・能力開発機構)	新規	平成21年度補正予算 6.2億円の内数	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 計画指導係 (内線:5923)	P29

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
緊急人材育成就職支援基金事業	雇用保険の受給資格のない者等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間基金を造成し、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施(新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、福祉・介護等)における基本能力習得のための長期訓練の実施)。	中央職業能力開発協会	新規	平成21年度補正予算 7000億円の内数	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 能力開発課 緊急人材育成・就職 支援基金係 (内線:5929)	P30 ~ P32
ジョブ・カード制度における雇用型訓練(再掲)	正社員経験の少ない者を雇用し、訓練計画に基づき座学と企業実習の機会を提供する事業主について、訓練経費や訓練期間中の賃金を助成。	厚生労働省	既存	平成21年度予算 21.1億円 (キャリア形成促進 助成金の内数) ----- 平成21年度補正予 算 12.4億円	公共職業安定所 (ハローワーク)	職業能力開発局 実習併用職業訓練推 進室 実習併用職業訓練係 (内線:5913)	
介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士養成施設等へ就学を希望する者に対する修学資金の貸付け。	都道府県社会福祉協議会等	新規	平成20年度補正予算 320億円	都道府県社会福祉協議会等	社会・援護局 福祉基盤課 資格試験係 (内線:2849)	
進路選択等学生支援事業※2	学生や教員に対し、福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談・助言を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等へ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1~※4 の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	
潜在的有資格者等養成支援事業※3	潜在的有資格者等の再就労を促進するための研修を実施。	都道府県(介護福祉士養成施設等へ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1~※4 の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	
職場体験事業※4	福祉・介護の職場体験の機会の提供。	都道府県(都道府県福祉人材センターへ委託可)	新規	平成20年度補正予算 205億円(※1~※4 の合計)の内数	都道府県福祉人材確保担当部局	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	
福祉人材確保重点事業(都道府県福祉人材センター・バンク)	都道府県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保のための取組を支援。	都道府県	既存	平成21年度予算 セーフティネット支援 対策等事業費補助 金210億円の内数	各都道府県福祉人材センター・バンク	社会・援護局 福祉基盤課 指導養成係 (内線:2848)	

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
高等技能訓練促進費等事業	<p>介護福祉士・看護師等の資格取得のために養成機関に通う母子家庭の母に対して、給付金を支給する事業。 ※ 平成21年2月から支給期間を延長(20年度第2次補正)</p> <hr/> <p>※ 平成21年6月から支給額を引き上げるとともに、平成23年度末までに修学を開始した者について支給期間を修業期間の全期間に延長。</p>	都道府県、市、福祉事務所設置町村	既存	<p>平成20年度補正後24億円の内数 (母子家庭等対策総合支援事業費の内数)</p> <hr/> <p>平成21年度補正予算 安心子ども基金 1,500億円の内数 + 一般会計5.9億円</p>	都道府県、市、福祉事務所設置町村	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室 母子就業支援係 (内線:7892)	P46

4. その他

事業名	事業内容	事業の実施主体	既存・新規の別	措置年度・予算額(案)	事業を活用する場合の相談窓口	担当局課室係名 (厚生労働省代表電話:03-5253-1111)	頁数
介護拠点等の緊急整備等	地域の介護ニーズに対応するため、新たに施設整備交付金(ハード交付金)を拡充するための基金を設置するなどにより、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 3,294億円	都道府県	老健局 計画課 施設係 (内線:3927)	P15 ・ P16
社会福祉施設等の耐震化およびスプリンクラー整備	火災や地震発生時における安全・安心確保のため、社会福祉施設等の耐震化整備、スプリンクラーの設置整備に必要な経費の1/2を助成。	都道府県	新規	平成21年度補正予算 1,062億円	都道府県	社会・援護局 福祉基盤課 予算係 (内線:2864)	P39 ～ P43

主な福祉・介護人材確保対策①

福祉・介護人材の安定的な確保のためには、①処遇改善等による定着の促進を進めるとともに、②多様な人材の参入の促進を図ることが必要。

→ 平成20年度補正、平成21年度当初、平成21年度補正予算により、多年度にわたる総合的な対策を実施。

処遇改善等による定着促進

多様な人材の参入促進

【20年度補正】

- ① 介護報酬のプラス3%改定による職員の処遇改善と介護保険料の上昇の抑制(1,154億円)
- ② 介護関係業務の未経験者を雇い入れた事業主への賃金助成(99億円)
- ③ 移動リフト等の介護福祉機器導入費用の助成(19億円)

- ① 介護福祉士等の養成校の入学者に対する修学資金の貸付け(320億円)
- ② 学生や教員に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談助言
- ③ 潜在的有資格者の再就業を支援するための研修の実施
- ④ 福祉・介護の職場を体験する機会の提供
(②～④:205億円の内数)

【21年度当初】

- ① 雇用管理改善に関連する業務を担う人材を雇い入れた事業主への賃金助成(18億円)
- ② 処遇改善等のための人事制度を導入・運用し、かつ、雇用管理改善のための取組を行う事業主に対する助成(2億円)
- ③ 介護事業主団体等に対する人材確保や雇用管理改善のための事業等の委託(7億円)
- ④ 新たに福祉・介護分野に従事する者に対する巡回相談の実施(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)

- ① 全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けたマッチング機能を強化(7億円)
- ② 介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに実施(51億円)
- ③ 都道府県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保のための取組の支援(セーフティネット支援対策等事業費補助金210億円の内数)

【21年度補正】

- ① 介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成(4,000億円)
- ② 現任介護職員等を研修等に派遣する場合の代替要員の雇用に係る経費の助成(緊急雇用創出事業3,000億円の内数)
- ③ 養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して、キャリアアップ等のための研修の実施(98億円の内数)

- ① 離職者等に対して社会福祉施設等へ職業訓練を委託して実施(緊急人材育成就職支援基金事業7,000億円の内数)
- ② 都道府県福祉人材センターにおいて個々の求職者に相応しい職場の開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導助言の実施(98億円の内数)
- ③ 福祉・介護分野における離職者訓練の定員枠の拡充(105億円の内数)

主な福祉・介護人材確保対策②

【福祉・介護の仕事に関心を有する方々】

新規学卒者

地域住民

他産業からの
離職者等

潜在的有資格者

【福祉・介護人材の供給機関】

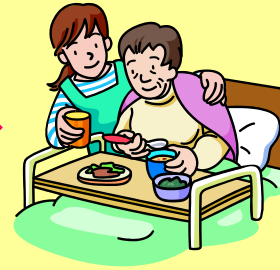
(介護福祉士養成施設等)



(都道府県福祉人材センター、
ハローワーク)



【福祉・介護の職場】



【職場への定着】



多年度にわたる総合的
な対策の実施

《多様な人材の参入促進》

- 学生や教員に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるための相談助言
- 潜在的有資格者の再就業を支援するための研修の実施
- 職場体験の機会の提供

- 介護福祉士及びホームヘルパー1級の養成に係る離職者訓練を新たに実施

- 離職者等に対して社会福祉施設等へ職業訓練委託して実施
- 福祉・介護分野における離職者訓練の定員枠の拡充

《マッチング機能の強化》

- 介護福祉士等の養成校の入学者に対する修学資金の貸付け

- 全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けたマッチング機能を強化

- 都道府県福祉人材センターにおいて個々の求職者に相応しい職場の開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導助言の実施

《処遇改善等を通じた定着促進》

- 介護報酬のプラス3%改定
- 介護関係業務の未経験者を雇い入れ助成
- 介護福祉機器導入費用の助成

- 雇用管理改善業務を担う人材を雇い入れた事業主への助成
- 処遇改善等のための人事制度を導入・運用し、かつ、雇用管理改善のための取組を行う事業主に対する助成
- 新たに福祉・介護分野に従事する者に対する巡回相談の実施

- 介護職員の処遇改善に取り組む事業者へのさらなる処遇改善のための助成
- 現任介護職員等を研修等に派遣する場合の代替要員の雇用に係る経費の助成
- 養成校の教員等が事業所を巡回・訪問して、キャリアアップ等のための研修を実施

【20補正】

【21当初】

【21補正】

2. 介護保険サービスに従事する 職員の処遇改善等

介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算）

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようにするとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

（注）雇用創出量については、事業量の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

【介護力の向上・雇用創出】

- ・ 介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・ 今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す

①介護拠点等の緊急整備

特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

②現任の介護職員等の研修支援

現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

③地域相談体制の強化

地域包括支援センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置

第4期事業計画に基づく介護基盤の整備

平成21～23年度

平成23年度
約195万人
(推計値)

3年間で
+約7万人

3年間で
+約23万人

平成20年度
約165万人
(推計値)

【介護職員等の処遇改善・養成】

①介護職員処遇改善交付金（仮称）

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じた介護職員の更なる処遇改善

②新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社会福祉施設等に委託した現場における職業訓練を実施

（注1）「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出量については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、現在、各自治体において策定を進めている第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の暫定集計値（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。

（注2）雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

介護拠点等の緊急整備

(1) 目的

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金(市町村交付金)の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じて、特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点等を緊急に整備する。

(2) 助成対象となる介護拠点

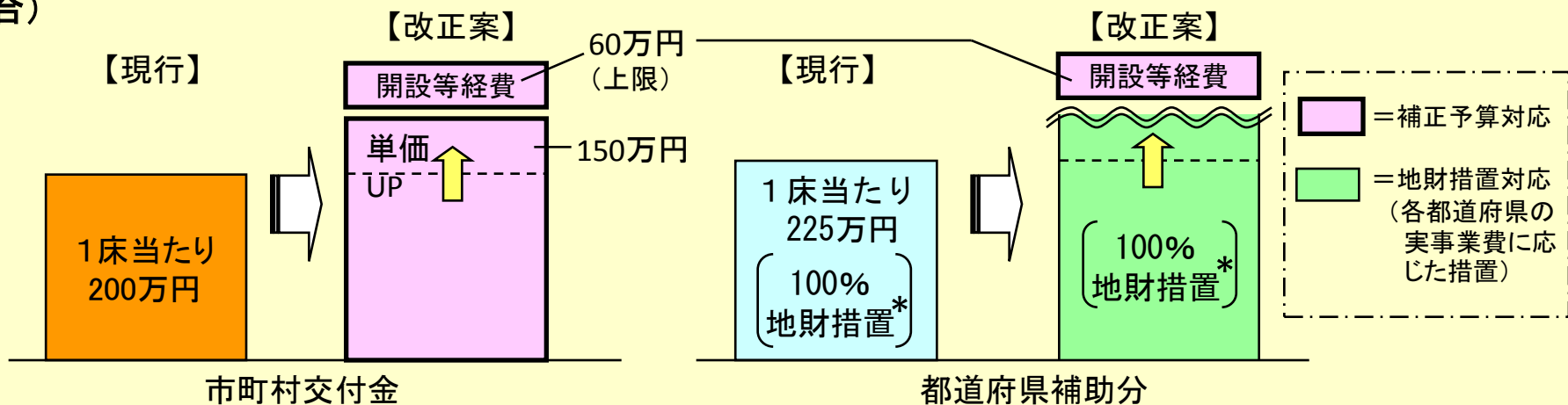
①市町村交付金の拡充により対応する介護拠点

小規模(定員29人以下)特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

②都道府県補助に対する地方財政措置の拡充により対応する介護拠点

定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス

(3) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)



※ 大都市部等における用地確保を後押しするため、定期借地権の一時金に対して助成する。

※ (独)福祉医療機構の融資の拡充(融資率の拡大(90%)、当初5年間の利率引き下げ(財投▲0.5%))についても検討。

(4) 事業規模

合計約3,011億円(3年分)

スプリンクラー整備に対する支援について

消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。

スプリンクラー設置基準の見直し

	改正前	改正後
延べ床面積	1,000㎡以上	275㎡以上
建物の構造等	平屋建て以外	全て

スプリンクラー設置が新たに義務づけられる施設等

施設種別	建物の構造等 (1㎡あたりの単価)	スプリンクラー 設置義務	市町村交付金の対象 (21年度当初予算で対応済み)	経済危機対策の対象
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員29人以下の小規模なもの)	1,000㎡以上の平屋建て (17千円/㎡)	○	○	—
認知症高齢者グループホーム		○	○	—
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員30人以上の大規模なもの)		○	—	○
養護老人ホーム		○	—	○
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	275㎡～1,000㎡未満 (9千円/㎡)	○	—	○
小規模多機能型居宅介護事業所		—	—	○

事業規模 約283億円（3年分）

介護職員処遇改善交付金（仮称）

(1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 補助の概要

介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金(仮称)を介護報酬とは別に交付する。

交付は、各サービス毎の介護職員人件費比率に応じた交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(3) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者
 - (ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
 - (イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 助成額 : 介護報酬総額×介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める率
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

- (4) 事業規模 合計約3,975億円〈介護職員(常勤換算)1人当たり月額1.5万円の賃金引上げに相当する額〉
※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

現任・新規介護職員等の研修支援・養成

(1)目的

介護職員等の確保と資質向上を図る観点から、介護分野の経験のない離職者等が介護分野で活躍できるよう訓練を実施するとともに、現に介護職員等として働く者の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図る。

(2)事業内容

- ① 現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業を実施する。
(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)
- ② 雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等の現場において職業訓練を実施する。
(緊急人材育成・就職支援基金事業として実施)

地域相談体制の強化

(1)目的

高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域相談体制の強化を図る。

(2)事業内容等

地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップ(利用者に関する情報整理や、地域の医療機関・介護サービス事業所との連携・協働に必要となる事務など)を行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する事業を実施する。(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)

3. 障害福祉サービスに従事する 職員の処遇改善等

福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】

1 目的

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者へ3年間の助成を行う。

2 概要

福祉・介護職員の更なる処遇の向上のため、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、報酬とは別に助成金を交付する。

交付額は、各サービス毎の福祉・介護職員人件費比率に応じた交付率による。

3 交付方法

① 実施方法: 障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)の積増し

② 実施主体: 都道府県

③ 補助割合: 定額(10/10)

④ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者

(ア) 各事業所における福祉・介護職員一人当たりの本助成金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。

(イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとする。

⑤ 交付額 : 報酬総額 × 福祉・介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める交付率

※報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

4 事業規模

合計 約1,070億円 (福祉・介護職員(常勤換算)一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額)

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分から実施を予定し、2.5年分を予算計上

事業者の新体系移行の促進【355億円】

1 目的

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

① 新体系サービスで必要となる改修及び増築等

- ・対象事業：新体系事業で必要となる作業スペースの増築、小規模作業所を新体系の設備基準に適合するための改修 等
- ・補助単価：1施設当たり 20,000千円以内

② 開設準備経費

- ・対象事業：居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム
- ・対象経費：初度設備（パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等）
- ・補助単価：1事業所 1,000千円以内

③ 就労継続支援事業者に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備

- ・対象施設：就労継続支援事業所
※効果的かつ適正な運用を図るため、原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象
- ・補助単価：1施設当たり 100,000千円以内

④ 移行時運営安定化事業（仮称）

- ・事業内容：旧体系施設が新体系施設へ移行した場合に従前（移行前）の事業収入額を保障する。
- ・助成額：（旧体系における事業収入額）－（当該月の事業収入額） ※ 21年10月サービス分から実施予定

(2) 実施主体 ①～③ 都道府県、④ 市町村

(3) 補助割合 定額（10／10）

※具体的な算定方法など詳細については、今後、事務処理要領によりお示しする予定

3 事業規模 約355億円 ※障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の積増し（実施年度：平成21年度～23年度）

4. ハローワークにおける取組の充実

福祉人材確保重点プロジェクト(平成21年度新規事業)

○ 事業概要

◆ 福祉人材コーナーの設置

全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野(介護・医療・保育)の人材確保に向けてマッチング機能の強化を図る。

- ・ 各都道府県原則1箇所を設置。人材確保の困難な都市部は複数設置。(54箇所)
- ・ 介護分野の就業経験者等を配置。

<支援内容>

- ① 介護分野の就業経験者等による求人充足に向けての助言・指導
- ② 求人者に対する雇用管理改善・人材確保に資するセミナー等の開催
- ③ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ④ 求職者に対する就業に関するセミナーや社会福祉施設等への見学会等の開催

◆ 関係団体等とのネットワークの構築

福祉人材センター、介護労働安定センター等関係団体等とのネットワークを構築するとともに、求職者・求人者を対象に、各機関のノウハウ、情報を活用した合同説明会、合同就職面接会等を開催

福祉人材確保重点プロジェクトの拡充

平成21年度予算(7.4億円)

○ 支援内容

福祉人材コーナーにおける求人・求職者支援等

- 福祉・介護サービス分野の経験者等による求人充足に向けての助言・指導
- 求人者に対する雇用管理改善・人材確保に資するセミナー等の開催
- 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- 求職者に対する就業に関するセミナーや社会福祉施設等への見学会等の開催

福祉分野の人材確保に係るネットワークの構築

- 都道府県(都道府県社会福祉協議会が運営する福祉人材センター)等との連携

※ 当該事業の対象職種は、介護、医療、保育分野

○ 実施体制

福祉人材コーナー

(全国の主要なハローワーク内に設置)

職業相談員(福祉人材担当)(1~3人)

福祉人材確保連携推進員(1~2人)
(介護分野の就業経験者等)

拡充

平成21年度補正予算(9億円)

○ 拡充内容

- 他産業から離職した派遣労働者等の非正規労働者を対象とする、キャリアアップハローワーク、キャリアアップコーナー、安定就職コーナーに、介護分野への関心を持つ者等に対して介護分野の職業情報の提供等を行うとともに必要に応じて、「福祉人材コーナー」への誘導を行う人員体制を強化する。
- 他産業からの離職者の参入等求職者数の増加に対応し、きめ細かな職業相談、職業紹介等を担当する福祉人材確保連携推進員を増員する。

○ 実施体制

福祉人材コーナー

職業相談員(福祉人材担当)(1~3人)

福祉人材確保連携推進員+1人(2~3人)
(介護分野の就業経験者等)

キャリアアップハローワーク・安定就職コーナー等

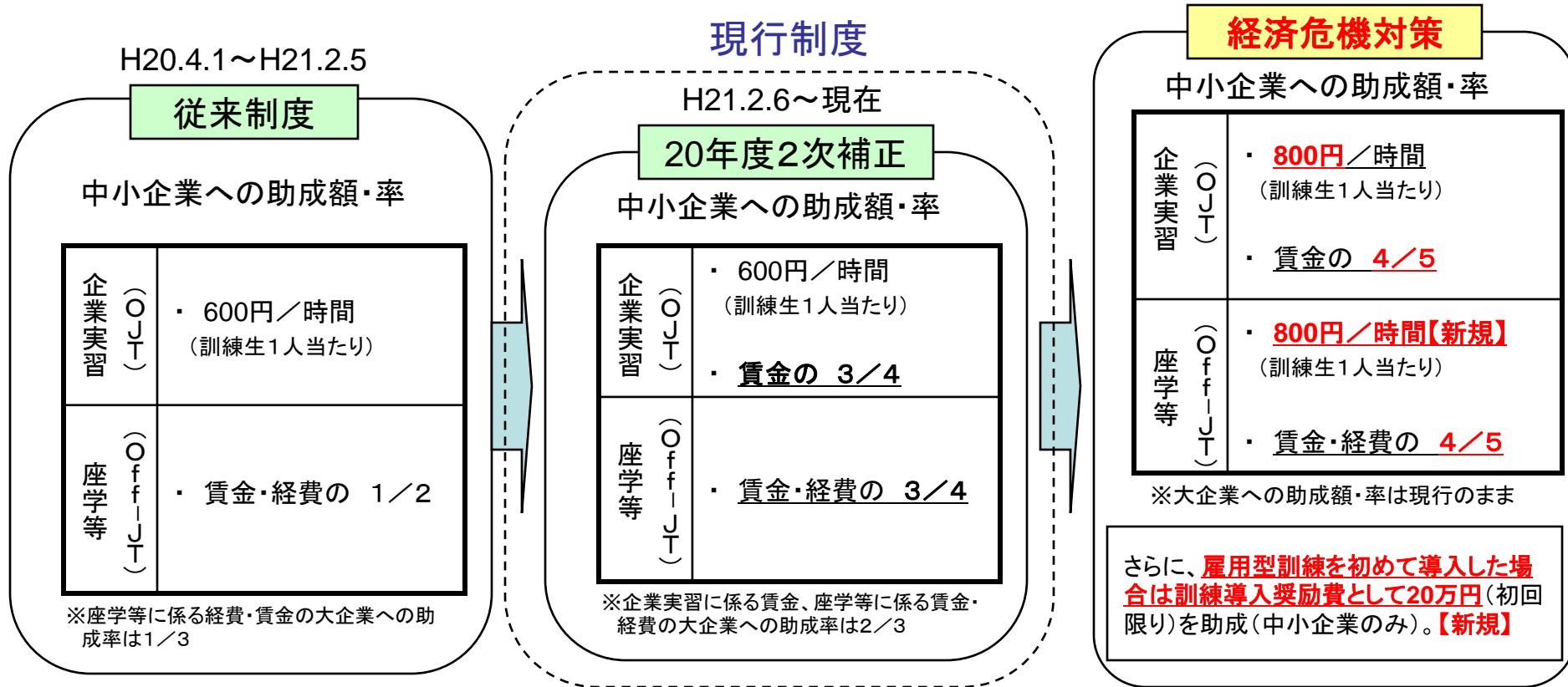
職業相談員(福祉人材誘導)(1人)

5. 能力開発施策の充実

職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充

【①ジョブ・カード制度における雇用型訓練を実施する中小企業への助成の拡充(キャリア形成促進助成金の拡充)】 約12.4億円

ジョブ・カード制度において、フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の職業能力形成機会に恵まれない方(正社員経験が少ない方)を雇用し、企業実習(OJT)と座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的な職業訓練(雇用型訓練)を実施する事業主に対して、当該訓練に係る経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成するもの。



【②ジョブ・カード制度における委託型訓練の企業実習に要する委託費用の引上げ】

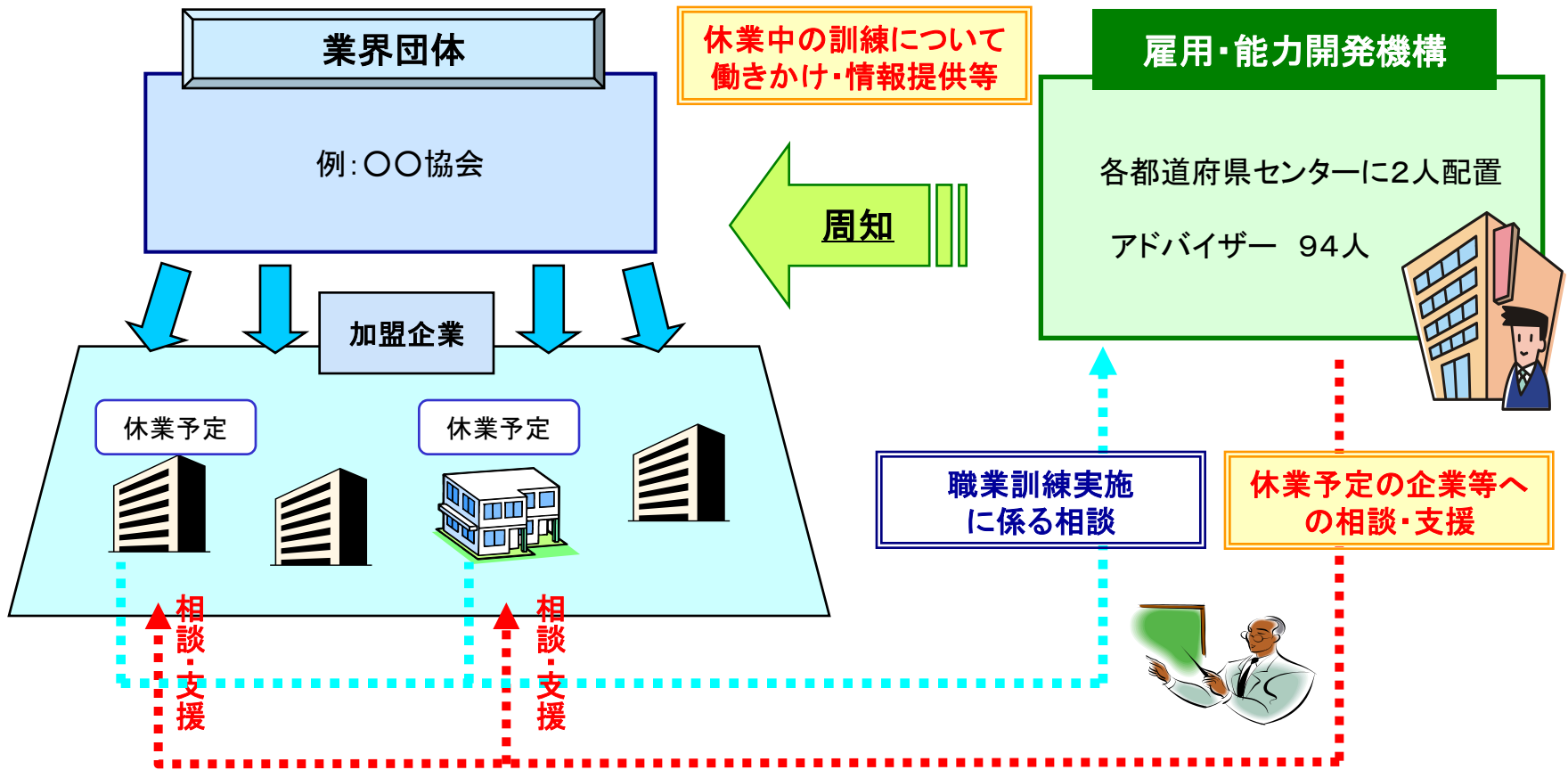
約15.6億円

企業実習の実習先の確保を図るため、**委託訓練活用型デュアルシステム訓練**(座学3ヶ月+実習1ヶ月)における実習を実施する企業に対する委託費を引き上げる。(2万4千円 → **6万円**) [参考] 対象人員(平成21年度):42,000人
(なお、**企業実習先行型システム訓練**(実習1ヶ月+座学3ヶ月)も同様に、企業実習に係る委託費を引上げ (3万6千円 → **6万円**))

雇用調整事業主支援アドバイザー(仮称)

平成21年度補正予算要求額 約6億円

- 雇用調整事業主支援アドバイザー(仮称)を(独)雇用・能力開発機構に配置し、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、教育訓練の実施を希望する事業主に対して、訓練計画策定や実施機関に係る情報提供、指導員の派遣等教育訓練実施に係る総合的な支援を行う。
- 支援に係る周知については、業界団体を通じて、傘下事業主に提供。



様々な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の拡充

平成21年度補正予算要求額 約105億円

離職を余儀なくされた非正規労働者等、今後見込まれる失業者の増加に対応し、これらの者の就職の実現に向け、必要な離職者訓練を確保するため、離職者訓練の定員を更に拡充

(民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、**緊急に2.7万人分を増**)



平成21年度離職者訓練当初定員数：約19万人 → **約22万人**

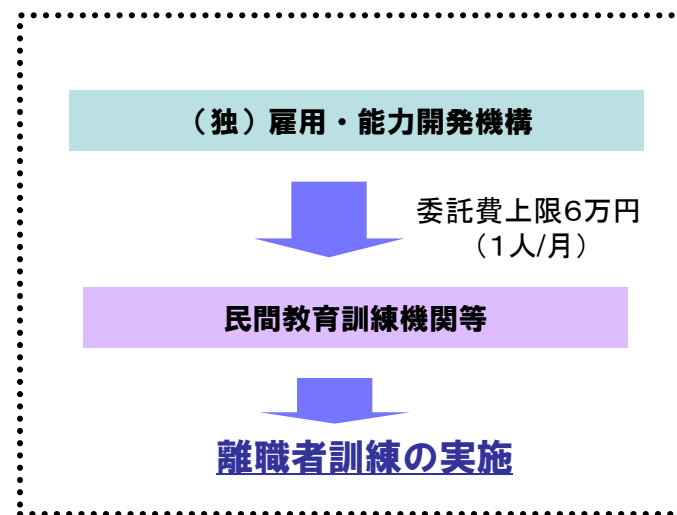
離職者等に対して、職種転換、スキルアップに必要な実務能力習得を支援するため、集合形式により、様々な民間機関を活用した多様な職業能力開発機会を提供。

主に専修学校等を活用し、医療、福祉、農業分野等、今後の雇用の受け皿として期待できる分野を中心に委託訓練を実施。

○ 2.7万人分の離職者訓練を拡充

1. 長期訓練(6ヶ月以上)(18,500人)

2. 短期訓練(3ヶ月程度)(8,500人)



託児サービスを付加した委託訓練の実施

平成21年度補正予算要求額 約6.2億円 対象人員 1,500人

民間教育訓練機関等の施設内託児施設を活用し、又は周辺託児施設と提携し、公共職業訓練の受講者のニーズに応じた託児サービスを提供する場合に、託児サービスに係る委託費をあわせて支給。
【1ヶ月当たり66,000円を付加】

事業概要

【対象者】

原則として就学前の児童を扶養し、
訓練受講に当たって託児サービスが
必要な者



民間教育訓練機関等

(受講料・託児サービスは無料)

3ヶ月～12ヶ月

座 学

就
職

雇用・
能力開
発機構



委託費
1人66,000円/月

託児サービスの提供

施設内託児施設

提携周辺託児施設

- 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

【離職者等

(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

① 職業訓練の拡充(35万人)

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

② 訓練期間中の生活保障(30万人)

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乘せ(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

① 実習型雇用・雇入れの助成(7万人)

- ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)

② 職場体験等を通じた雇入れの助成(2万人)

- ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

① 長期失業者に対する再就職支援(3万人)

- ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援(1万人)

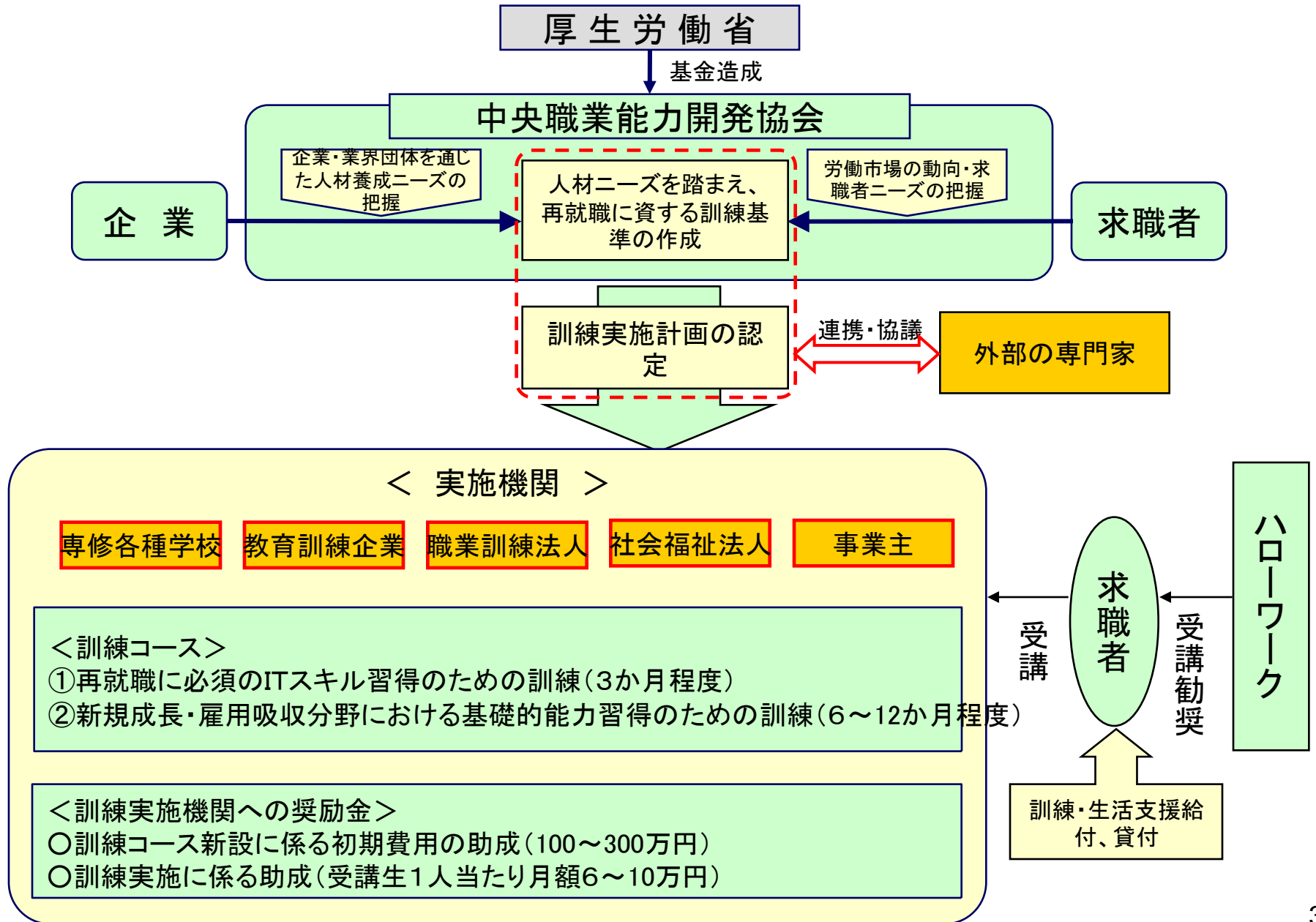
- ・ 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施

Ex
製造業

事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

★ 緊急人材育成支援事業の概要



若年者、非正規労働者等の新規成長・雇用吸収分野訓練(案)

民間教育訓練機関

【基礎科目(共通)】

<訓練期間6月>

- 若年者等に配慮し、**演習・実習を中心**にした多様なカリキュラム編成とする。
就職に必要な基礎力の養成と主要な業界、業種に係る短期間の体験機会等を提供。
実践的な演習に向けたレディネス付与と具体的な職種選択へ向けた動機付けを支援。

<一般科目>

- ① 基礎学力の向上(数学、力学、図学等)

<基礎演習>

- ② 自己理解、職業マインド、表現スキル、人間関係スキル(コミュニケーション力)、思考スキルの向上
- ③ IT活用スキル向上(帳票作成、表計算等)
- ④ 事務処理能力向上(総務・経理、一般事務等)
- ⑤ ものづくり基礎力向上(基礎課題作成等)

<業界(医療、福祉、IT、教育、環境、観光、農業等)実習(可能な限り多様な業界を体験等できるように設定)>

- ⑥ ガイダンス
- ⑦ 職場見学、職場体験 等

希望業界、職種の絞り込み、就職に向けたアクションプランの策定(ジョブ・カード様式5の活用)

【職種別実践演習(選択)】

<訓練期間3~6月>

- 希望職種等に係る実践演習の実施。
 - ① **座学と企業実習等を組み合わせたデュアル形式**
 - ② **座学形式**
 - ③ **事業主委託形式** 等

医療分野(医師事務作業補助者)

- ① 座学(3か月)+企業実習(1か月)

介護分野(ヘルパー1・2級)

- ① 座学(3か月)+企業実習(1か月)
- ② 座学実習(6か月)

IT分野(情報処理技術者)

- ① 座学(4か月)+企業実習(2か月)
- ② 座学(6か月) ③ 事業主委託(3か月)

農業分野 ② 座学実技(6か月)

観光分野 等

ものづくり分野(電気設備)※

- ① 座学(4か月)+企業実習(2か月)
- ② 施設内訓練(6か月)

※ ものづくり分野は、機構又は都道府県で実施

登録キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングの実施
及びジョブ・カードの交付

☆ジョブ・カード

訓練分野[業界・職種]ごとのキャリアマップ、
能力評価基準等を活用したキャリア・コンサルティングの実施

6. 都道府県福祉人材センターの機能の充実等

福祉・介護人材確保対策の拡充について

背景

○ 高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題。

現行事業

平成20年度2次補正、平成21年度予算において緊急対策を実施

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

- ・ 予算額: 320億円(セーフティネット事業費補助金)
※2次補正予算
- ・ 事業概要: 介護福祉士・社会福祉士養成施設等の入学者に対して修学資金の貸付けを行う。
(福祉・介護の仕事に5年間従事した場合、返還を免除。)

福祉・介護人材確保のための緊急対策

- ・ 予算額: (1) 205億円(下記①～④)※2次補正予算
障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業として実施
(2) セーフティネット事業費補助金の内数
(下記⑤、⑥)※21年度当初予算
- ・ 事業概要: ①進路選択学生等支援事業
②潜在的有資格者等養成支援事業
③複数事業所連携事業
④職場体験事業
⑤福祉・介護人材定着支援事業
⑥実習受入施設ステップアップ事業

今回の「新たな経済対策」における対応



平成21年度補正予算において実施

福祉・介護人材マッチング支援事業

個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言

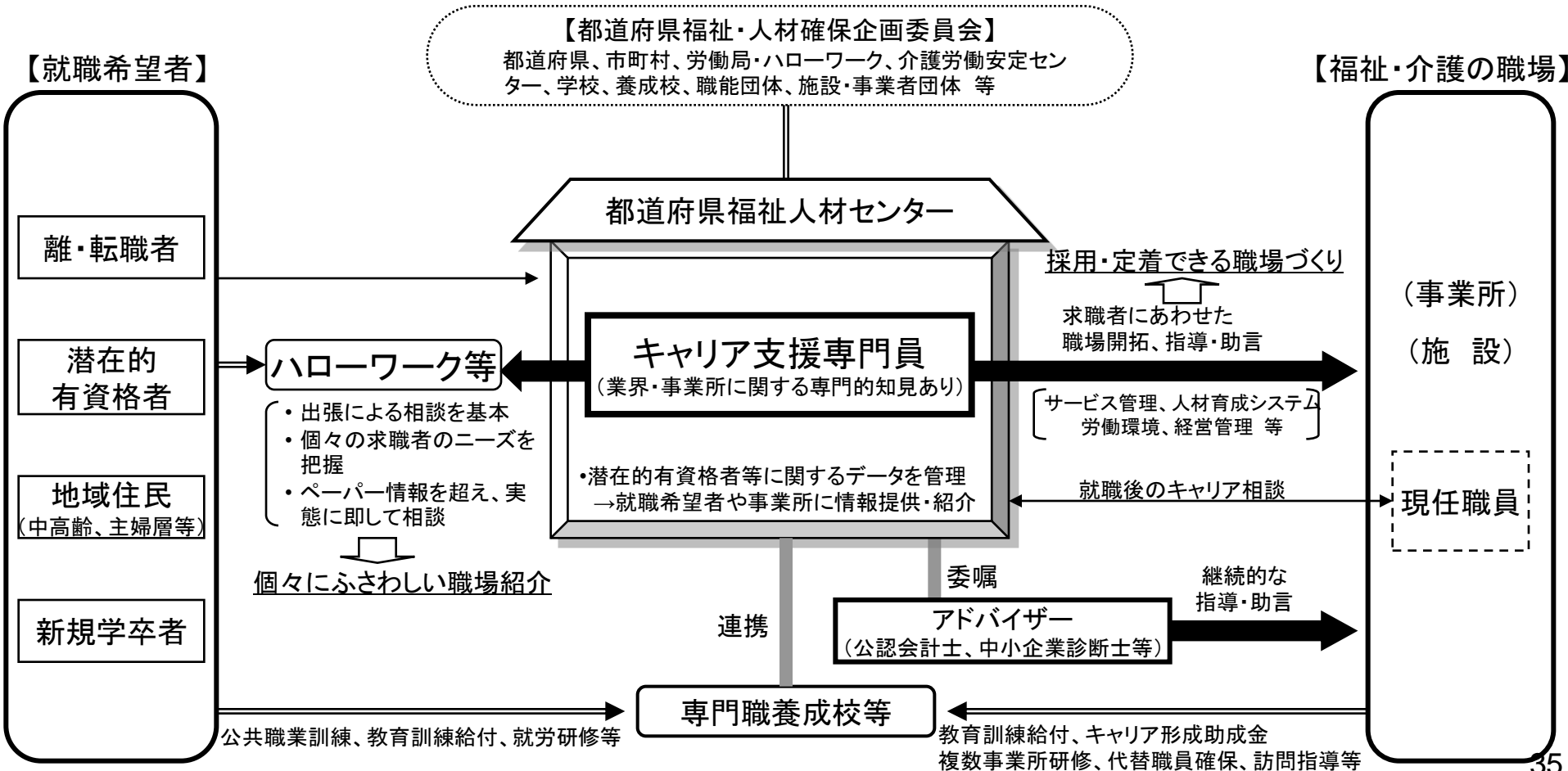
キャリア形成訪問指導事業

事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援

- ・ 要求額: 98億円
(障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増し)
- ・ 補助率: 定額(10/10)
- ・ 実施主体: 都道府県

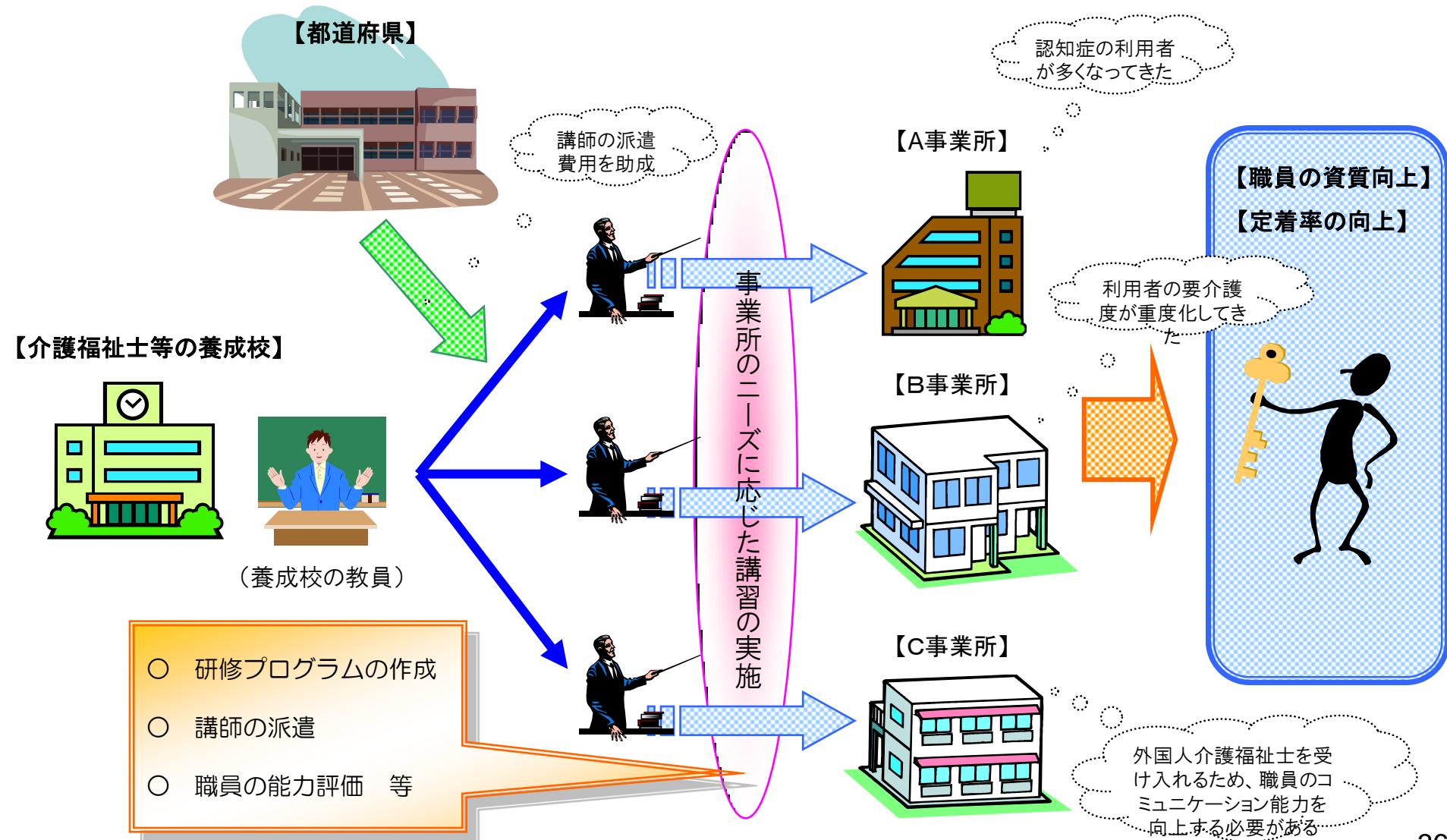
1. 福祉・介護人材マッチング支援事業

- 福祉・介護分野においては、個々の事業所の実状がわかりにくいこと、小規模事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場を見つけにくい状況。
- 事業所・施設では、労働環境整備が不十分であり、キャリア展望を示すことができていない状況。
- このため、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員(仮称)を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。



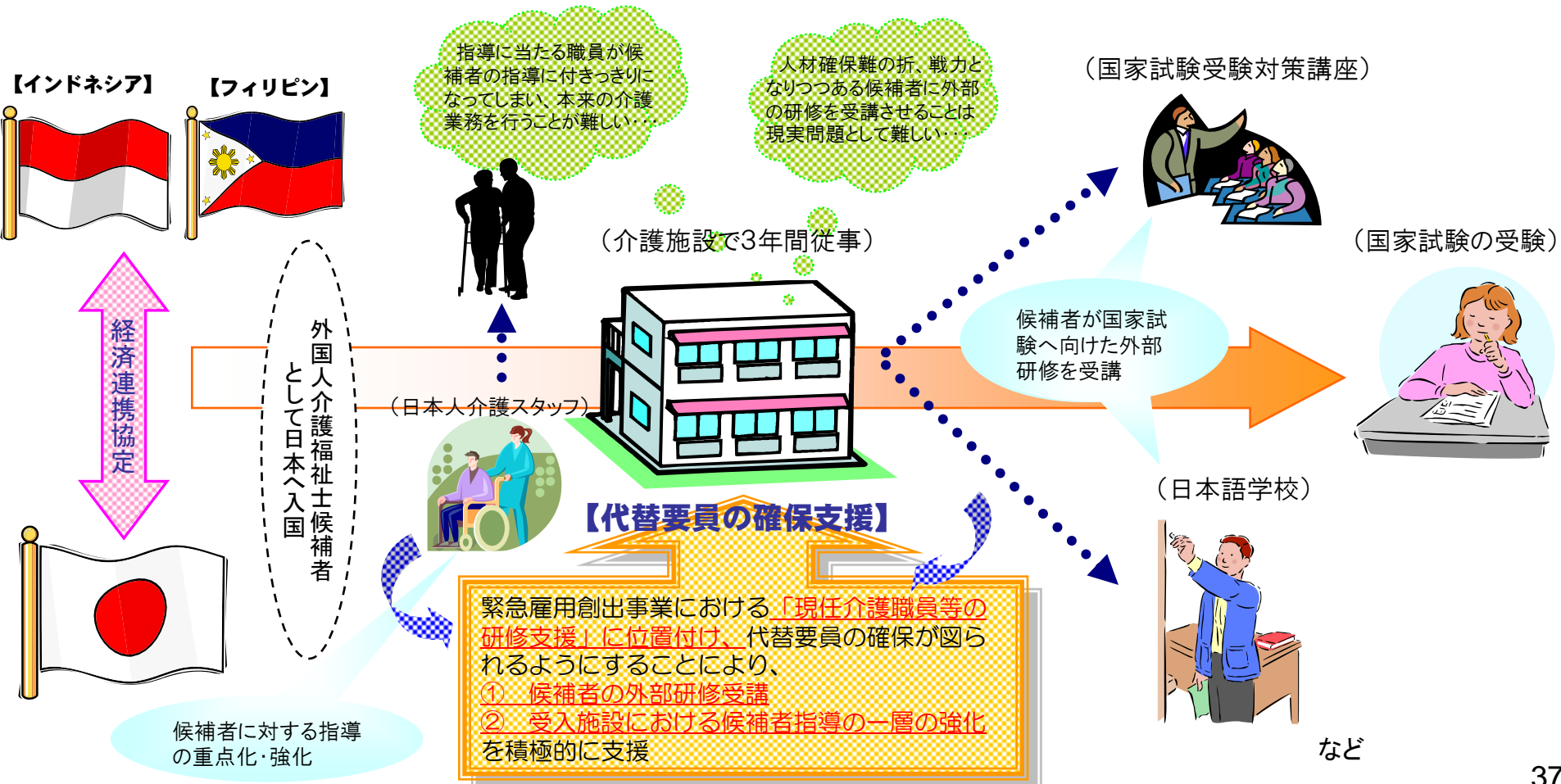
2. キャリア形成訪問指導事業

- 介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。



「現任介護職員等の研修支援」における外国人 介護福祉士候補者の位置付けについて

○ EPAに基づき日本に入国し介護施設で従事する外国人介護福祉士候補者が、日本語学校や介護福祉士国家試験の受験対策講座等の外部研修に通う場合に、今般の経済対策における「現任介護職員等の研修支援」の対象に位置付け、代替要員の確保を支援する。



社会福祉施設等の耐震化等の整備

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、都道府県に基金を造成するなどによって、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する。

耐震化整備

昭和56年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から、耐震化整備を図る。

スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所される施設で延べ275㎡以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を図る。

※ 補助率1/2のほか、耐震化及びスプリンクラー整備については、地方負担の軽減措置（地域活性化・公共投資臨時交付金（内閣府）を活用）、（独）福祉医療機構融資の融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要

1 目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

2 交付金の規模

平成21年度補正予算額 約 1, 0 6 2 億円

3 交付金の交付先

交付金は申請に基づき、都道府県に交付する。
なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 基金の設置主体

都道府県（政令指定都市、中核市を含まない）

5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

6 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、都道府県に基金を造成し以下の事業を実施する。

ア 耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設の安全・安心を確保するため、社会福祉施設の耐震化整備を促進する。

【補助率】 国1／2、都道府県等1／4、設置者1／4

【対象施設】

区 分	設 置 者
救護施設、更生施設 (生活保護法38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人等)
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第41条第1項) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 (障害者自立支援法附則第58条第1項)	社会福祉法人
精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第48条)	社会福祉法人又は医療法人
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人
精神障害者退院支援施設 (平成18年9月29日厚生労働省告示第551号)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、特例社団・財団法人、特例民法法人等)

イ スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、社会福祉施設に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 4、設置者 1 / 4

【対象施設】

○ 延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設

救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、
肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設、
肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、
内部障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設(通所施設を除く。)、
知的障害者更生施設(通所施設を除く。)、知的障害者授産施設(通所施設を除く。)、
知的障害者通勤寮、短期入所事業所

○ 延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が利用する施設

共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、福祉ホーム、
精神障害者福祉ホームB型(「障害程度区分」4以上と同等の者)

独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に係る事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

耐震化整備及び介護基盤整備に係る優遇措置

※基金等の対象となる整備に限る。(平成23年度末まで)

融資率

施設種類に応じて「70～80%」
ただし、財特法又は特措法に基づき
国の補助の特例を受ける場合は
「通常の融資率+5%」（上限80%）

改正

一律「90%」

貸付利率

施設種類に応じて
「財投イコール～財投+0.5%」
ただし、財特法に基づき国の補助の
特例を受ける場合は「無利子」

改正

一律「財投▲0.5%」（5年間）
ただし、財特法に基づき国の補助の
特例を受ける場合は「無利子」

- 財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 特措法：地震防災対策特別措置法

スプリンクラー整備に係る優遇措置

融資率及び貸付利率

改正

耐震化整備及び介護基盤整備の融資率及び貸付利率と同様の措置

貸付の対象

改正

- ・ 有料老人ホームを貸付対象に追加し、貸付けの相手方を法人とする
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方に特定非営利活動法人等を追加する

経営資金の貸付

昨今の経済情勢の急激な悪化等により、福祉サービス利用者の減少や授産施設における受注の減少等により、経営全般に影響を及ぼしている状況に鑑み、経営資金貸付の資金使途、貸付対象等の拡大を図る。 ※平成21年度末まで

資金使途

物価高騰に伴い一時的に
必要となった資金
(燃料費及び給食材料費等)

改正

経済情勢の悪化に伴う経営環境の
変化により必要となった資金

貸付けの対象

改正

障害者自立支援法に規定する就労移行支援及び就労継続支援を実施する事業並びに旧法授産施設及び福祉工場に限り、貸付けの相手方に特定非営利活動法人を追加する

保証人

法人代表者を含め2名以上

改正

法人代表者を含め1名以上

7. 母子家庭の母親に対する資格取得支援

経済危機対策（ひとり親家庭等対策の強化）

職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない
・養成機関に通う際の生活費がない



高等技能訓練の受講時における給付の充実
・支給額の引き上げ（月額103,000円→141,000円）
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。（現行：修業期間の後半の1/2）

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない



母子家庭等修業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供（★）
（母子家庭等就業・自立支援センター 103か所）

職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難



職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う（★）

就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない



・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援

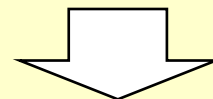
精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難



職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

ひとり親家庭等の在宅就業支援

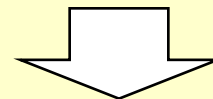
生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない



ひとり親家庭等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う（★）

母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施



○貸付利率の引き下げ
○貸付条件の緩和

※この他、「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による事業等を活用し支援を実施

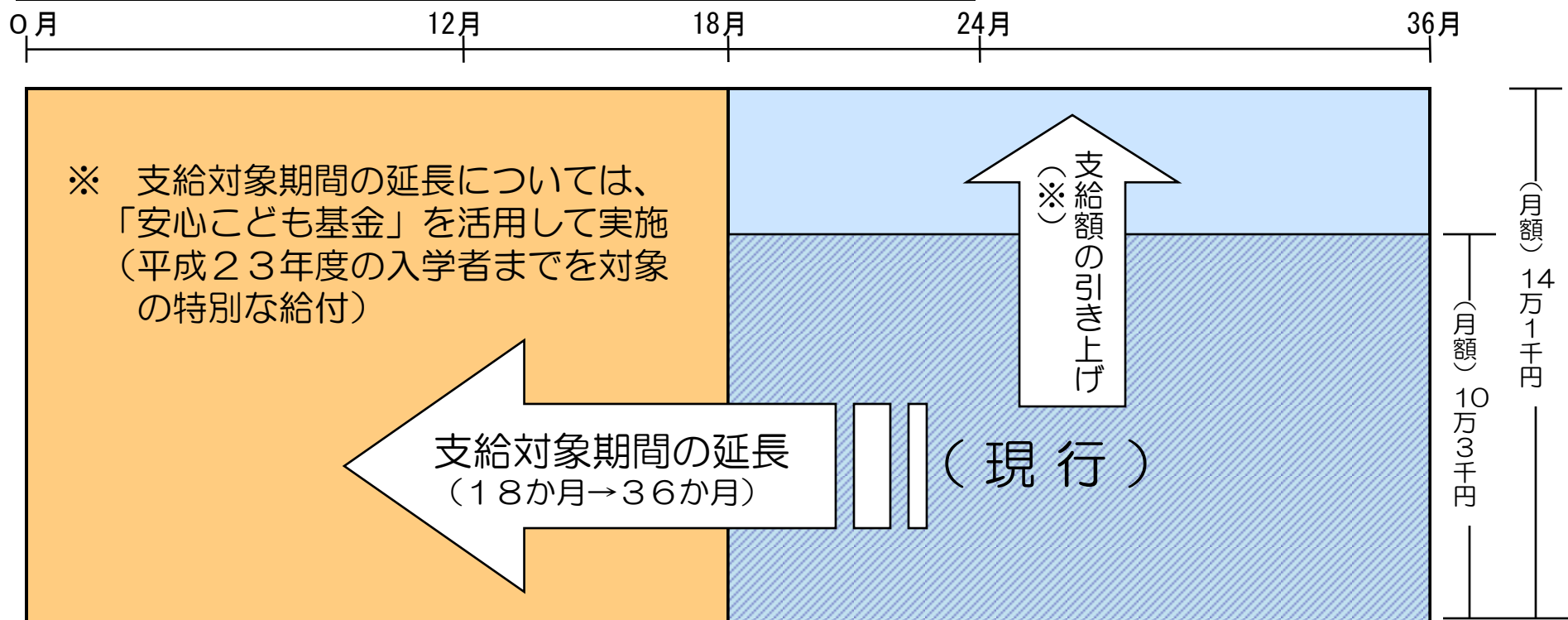
※生活保護世帯について、子どもの健全育成のため、子ども（小・中・高校生）のいる家庭への学習支援のための新たな給付等を実施

高等技能訓練の受講時における給付の充実

- 母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、高等技能訓練促進費（修学期間の後半の1/2の期間）の支給額を引き上げる。【一般会計】
- 特に現在の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、支給対象期間を修業期間の全期間に拡大するとともに特別枠を設け支給人員を拡大する。【安心こども基金】

[対象資格]：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの

例) 3年間の看護師養成コースを利用する場合（住民税非課税世帯）



※ 住民税課税世帯についても、(月額) 51,500円から月額70,500円へ引き上げ

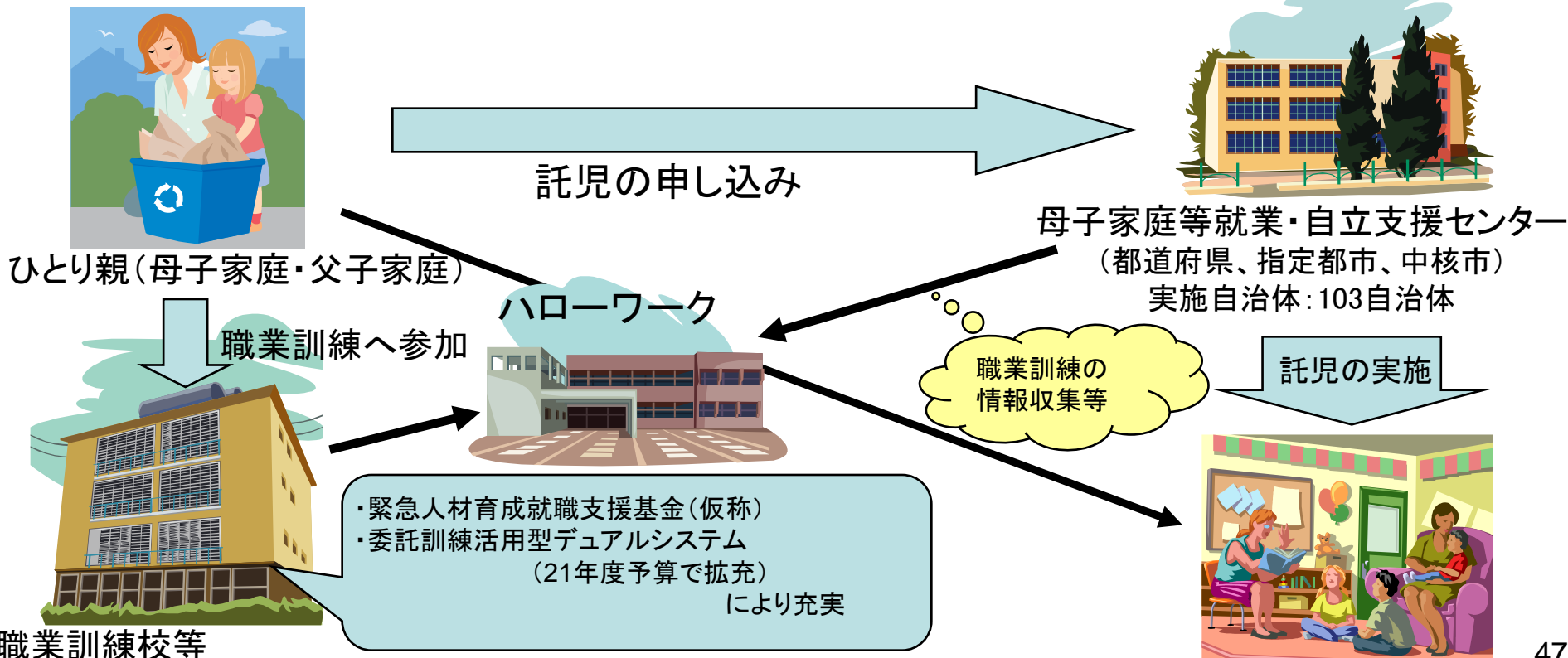
職業訓練受講時の託児サービスの充実

【安心こども基金】

現在の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、母子家庭の母を含む就業困難者に対する職業能力形成機会の拡充が図られているが、ひとり親家庭が職業訓練に参加する上で託児サービスの充実が不可欠である。

このため、職業訓練に参加するひとり親の子どもへの託児サービスを母子家庭等就業・自立支援センターにおいて提供する。

※併せて、市町村単位での託児サービス充実を図るため、母子家庭等日常生活支援事業において事務費の見直し（研修経費、託児場所の借上代等の追加等）を行う。



職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

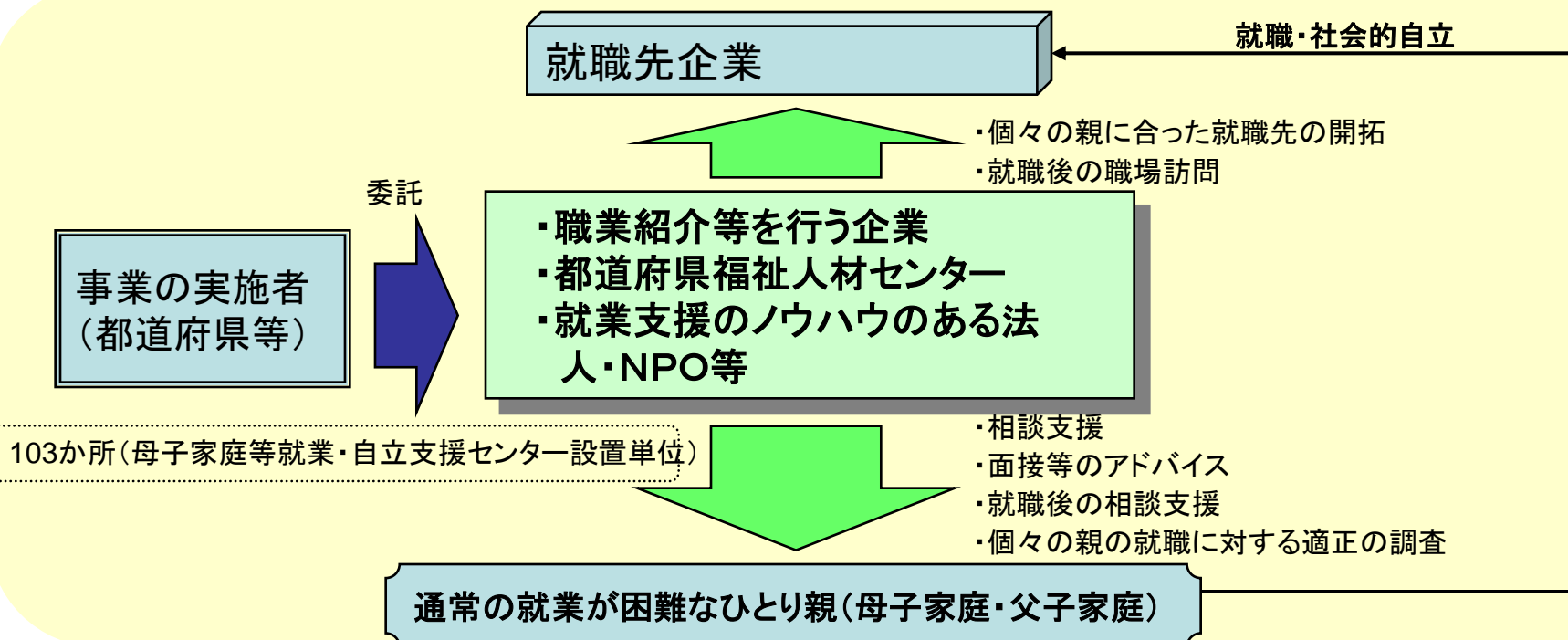
【安心こども基金】

現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 母子家庭の就業率は84.5%であるが、常用雇用率は42.5%である。(平成18年度)
母子世帯の平均年間収入は213万円(平成17年度)

※ 母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業を中断するなど、その就職・再就職に困難を伴うことが多い。

○ このような者に対して、適切な就業環境を与えとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業に委託して行う。



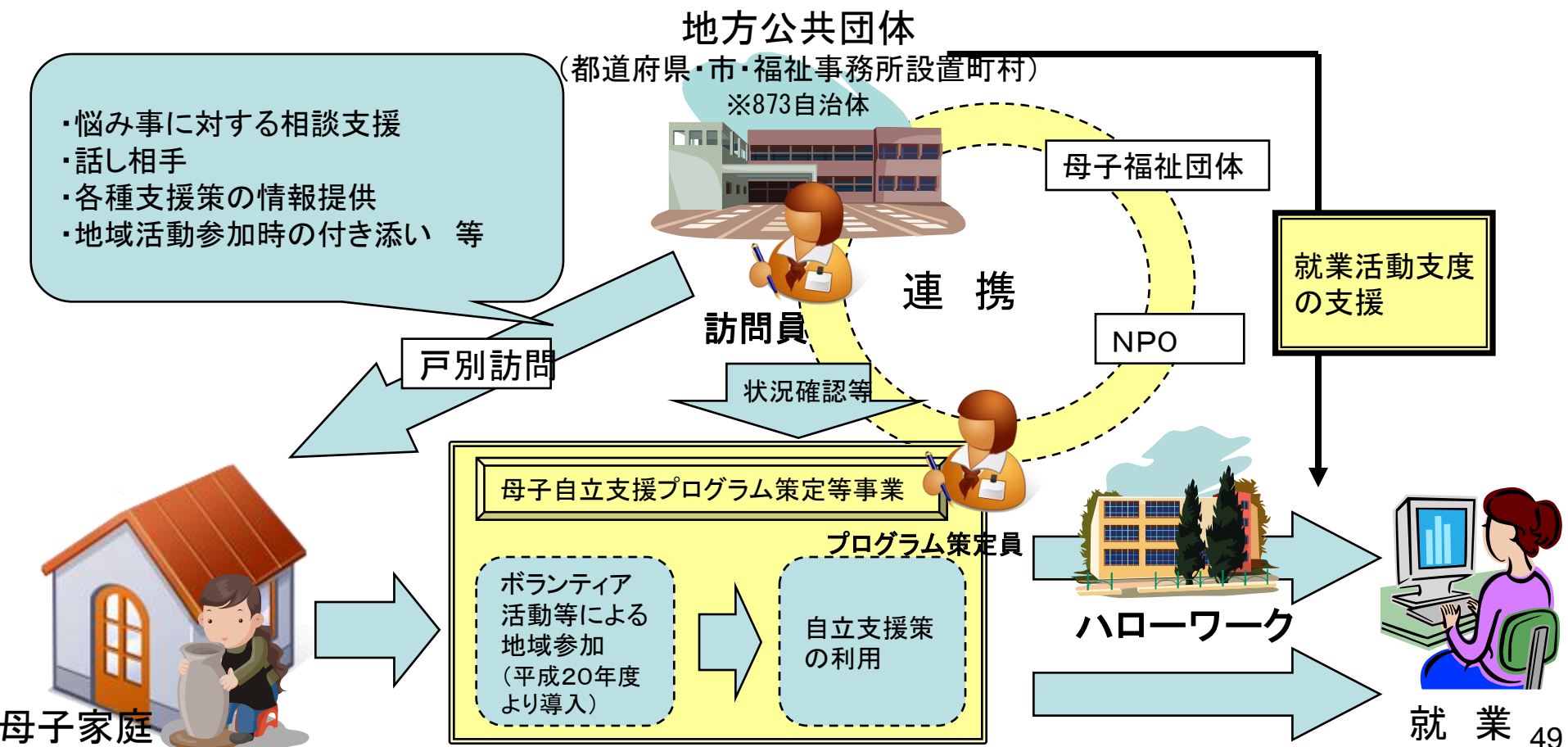
就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施

【安心こども基金】

地域との結びつきが薄く、引きこもりがちであるなど就職活動に至らない母子家庭については、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策等に適切に結びつけていくことが必要であるが、母子家庭を取り巻く経済・雇用情勢が厳しいこの時期においては、通常にもましてきめ細かい支援が求められる。

このため、戸別訪問による相談支援を行い、就業支援策への移行後についても、引き続き訪問による状況確認等の支援を行うことにより、自立をサポートする。

また、自立支援プログラム策定後の就業活動を支援するため、就業活動支度の費用について支援する。



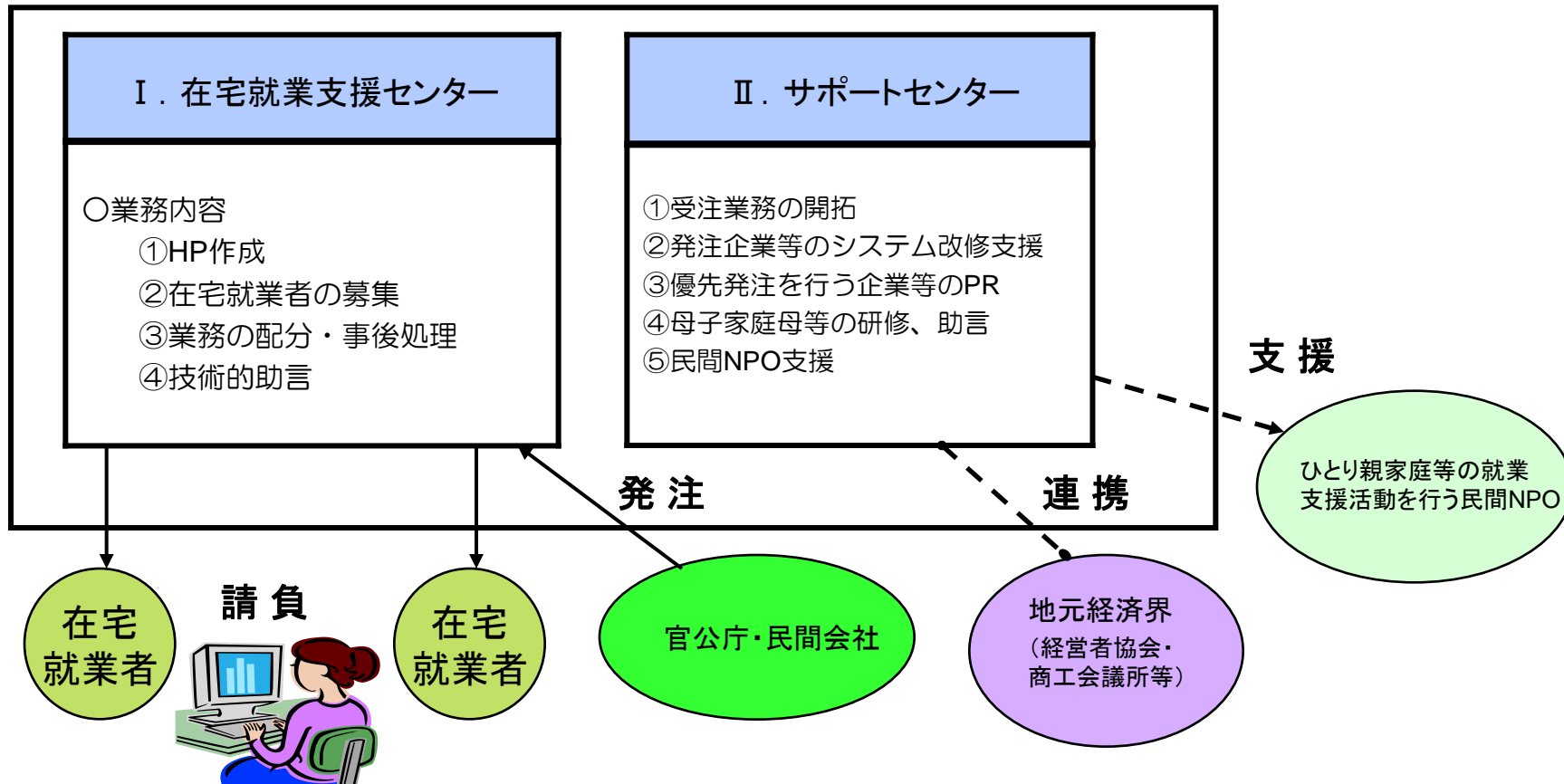
ひとり親家庭等の在宅就業支援事業のイメージ図

●事業パターン

- ① I + II の事業 ② II のみの事業

【安心こども基金】

都道府県・市事業



I : 在宅就業支援センターは、在宅業務受注に伴うデータ処理支援

II : サポートセンターは、受注業務の開拓等を行う支援事業

母子寡婦福祉貸付金の拡充

生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、母子寡婦福祉貸付金において、貸付利率の引下げ、貸付け条件等の見直しを行う。

1. 貸付利率の引下げ

返済時の負担軽減のため、貸付利率について現行の3%から無利子に引き下げる。

(参考)有利子の貸付資金

生活資金※、住宅資金、転宅資金、結婚資金

※母子家庭となってから7年間を超えない期間(月額4万円、累計96万円を超える金額に限る)、失業期間における貸付期間における貸付け

2. 貸付け条件の見直し

○連帯保証人要件の緩和

連帯保証人の確保が困難な母子家庭の実情を考慮し、連帯保証人のない場合も貸し付けを認める。
(ただし、その場合は有利子貸付(1.5%)とする。)

※修学資金、修業資金、就職支度資金(子に係るものに限る)及び就学支度資金については、①親に貸付ける場合は、子を連帯債務者(連帯保証人は不要)、②子に貸し付ける場合は、親を連帯債務者とし、利子については引き続き無利子とする。

○技能習得資金、修業資金、生活資金(技能修得期間中)の貸付期間の延長

3年を超える修業に対応するため、貸付期間を3年以内から5年以内に延長する。

3. 事務費に充当できる利子等の収入の割合の引上げ

貸付けに係る事務費に充当できる利子等の収入の割合について、現行の2/3から10/10へ引き上げる。

8. 高齢者住まい法の一部改正による ケア付き住宅の整備の促進等

- (1) 高齢者住まい法改正関係
- (2) 高齢者、障害者等住宅対策関係平成21年度予算
- (3) 高齢者、障害者等住宅対策関係平成21年度第1次補正予算

●高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律

〈予算関連法律〉

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、基本方針の拡充、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等の措置を講ずる。

背景

- 高齢化の進展(特に高齢単身世帯、要介護高齢者の増加)
- 住宅のバリアフリー化の立ち遅れ、生活支援サービス付住宅の不足



バリアフリー化されて
いない住宅の例

住宅施策と福祉施策の連携が必要

概要

○基本方針の拡充

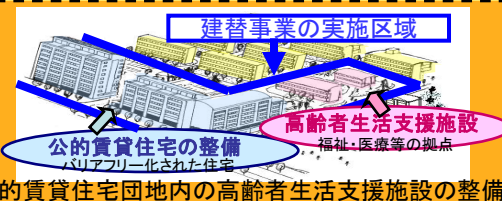
- ・国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定し、老人ホーム、高齢者居宅生活支援体制等を追加

○高齢者居住安定確保計画の策定

- ・都道府県が高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定

- ・高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者居宅生活支援施設(デイサービスセンター等)の整備の推進
- ・住宅のバリアフリー化の推進
- ・公的賃貸住宅団地内の高齢者生活支援施設(デイサービスセンター、交流施設等)の整備の推進(予算)

地方住宅供給公社
の活用



○高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

①整備・管理の弾力化

- ・高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅を認知症グループホームとして賃貸可能

②高齢者生活支援施設への補助制度の創設(予算)

- ・高齢者向け優良賃貸住宅と一体的に整備される高齢者生活支援施設の整備の推進

③税制優遇措置の拡充(税制)

- ・高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅への割増償却の拡充 等



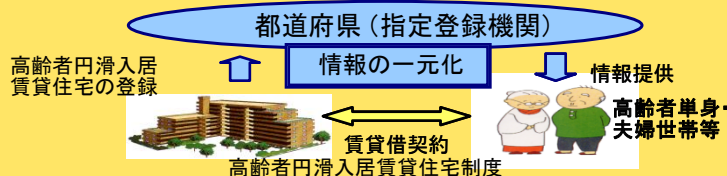
高齢者生活支援施設

○高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善

①登録基準の設定

- ・最低居住水準等の要件を満たすもののみ登録可能

②指導監督の強化



高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保

高齢者向け地域優良賃貸住宅の拡充等、高齢者の居住の安定確保の支援措置の強化

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、「ケア付き住宅」の整備促進等、住まいと福祉の連携のとれた住まいづくり・地域づくりを推進するため、必要な制度整備を行う。

<支援措置の概要>

【法制度】 住まいや生活支援サービス等を、高齢者に計画的かつ総合的に提供するための計画策定等に関する法制度の整備

【安心住空間創出プロジェクトの推進】

- ・入居者の移転・既設公営住宅の除却を行い、福祉施設の立地を促進（地域住宅交付金）

【高齢者の居住の安定確保のためのモデル的な取組み支援】

- ・民間やNPO法人等によるモデル的な取組みを支援（創設）

想定する提案例（中山間地域において散在して居住する高齢者の集住の誘導により、サービスの効率化・きめ細かなサービスの提供を推進）



【高齢者向け賃貸住宅の供給促進】

- ・高齢者が安全に移動するための一定のバリアフリー性能を備えた賃貸住宅の整備を促進（地域住宅交付金）
- ・高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長・拡充等

【高齢者に対する生活支援サービス等の提供確保】

- ・高齢者の生活を支援する施設の整備を緊急に促進（創設）
- ・生活支援サービス等を提供するケア付き賃貸住宅の建設に係る税制特例（創設）

高齢者の生活を支援する施設の例



入居者がだんらんする共用スペース



高齢者の健康維持のための共同施設



入居者の生活を支援するサービスを提供するための施設

【高齢者の居住の安定確保を図るための計画的な取組み】

- ・地方公共団体による高齢者の居住の安定確保を図るための計画の作成支援（地域住宅交付金）
- ・高齢者の居住の安定確保に資する事業に対する提案事業枠の確保（地域住宅交付金）

【予算】（開始時期）平成21年度当初予算成立後

○地域住宅交付金による支援

- ・事業費：4,165億円の内数(H20) 4,188億円の内数(H21)
- ・国費：1,930億円の内数(H20) 1,940億円の内数(H21)

○高齢者居住安定化緊急促進事業

- ・事業費：－(H20) 67億円(H21)
- ・国費：－(H20) 40億円(H21)

○高齢者居住安定化モデル事業

- ・事業費：－(H20) 446億円(H21)
- ・国費：－(H20) 80億円(H21)

【税制】（開始時期）平成21年4月1日より適用

○高齢者向け優良賃貸住宅建設税制の適用期限の2年延長【所得税・法人税】割増償却5年20%増（耐用年数35年以上28%）

○生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅について拡充

【所得税・法人税】割増償却5年40%増（耐用年数35年以上55%）

【固定資産税】国の補助を受けて整備する高齢者向け賃貸住宅（生活支援施設）を対象に追加（5年間1/3に減額）

高齢者世帯や要介護認定者等の急速な増加への対応を図るため、地域優良賃貸住宅(高齢者型)に係る助成対象を拡充し、バリアフリー化された高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備を促進

住生活基本計画における高齢者等への配慮に関する目標

うち 高度のバリアフリー化

【6.7%(H15)→25%(H27)】

2箇所以上手すり設置、屋内段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅

一定のバリアフリー化

【29%(H15)→75%(H27)】

2箇所以上手すり設置又は屋内段差解消

地域優良賃貸住宅(高齢者型)の拡充

【新規建設(Aタイプ)】

高齢者等配慮対策等級3相当

- ・ 移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられている
- ・ 介助用車いす使用者の基本生活行為を容易にするための基本的な措置が講じられている

追加

【新規建設(Bタイプ)】

高齢者等配慮対策等級2相当+エレベータ設置

〔移動等に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置が講じられている〕

緩和

【既存ストックの改良】

(現行) 高齢者等配慮対策等級2相当まで緩和可能
(拡充) 高齢者等配慮対策等級2(段差解消等については等級2-相当)まで緩和可能

助成対象

- ・ 高齢者支援施設を併設する場合の調査設計計画費を助成対象に追加

対象額:賃貸住宅部分を含め調査設計計画費に15%を乗じて得た額

- ・ 「一定のバリアフリー化」に対応する新規建設(Bタイプ)の地域優良賃貸住宅(高齢者型)については、社会福祉施設等との一体的整備費、団地関連施設整備費、建築物等除却費、仮設店舗等設置費は助成の対象外

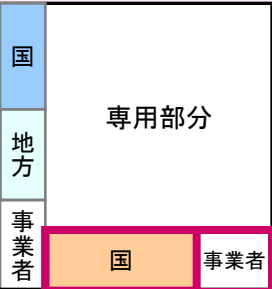
公的賃貸住宅の整備にあわせて高齢者生活支援施設を整備する事業に対し、国が緊急的な助成を行う制度を創設し、高齢者が生活支援・介護サービス等の提供を受け、安心して居住し続けることができる環境を整備

地域優良賃貸住宅(高齢者型)型

支援対象のイメージ

地域優良賃貸住宅
(高齢者型)

共同施設等整備費の
2/3が助成対象
(地域住宅交付金等)



※ 助成対象額は全体工事費の15%が限度

高齢者生活支援施設

総合生活サービス窓口、情報提供施設、生活相談サービス施設、交流施設、食事サービス施設、健康維持施設、介護関連施設 等

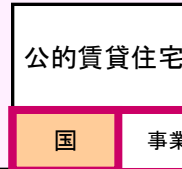
整備費の2/3が助成対象
(高齢者居住安定化緊急促進事業)

安心住空間創出プロジェクト型

支援対象のイメージ

公的賃貸住宅団地の再整備

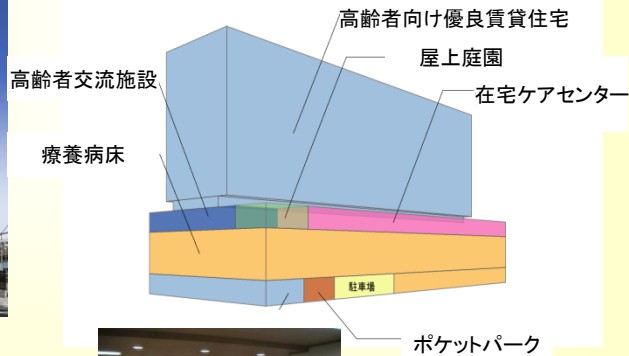
※ 助成対象額は公的賃貸住宅の整備費の合計に団地の住宅戸数に応じた率(5~15%)を乗じて得た額が限度



公的賃貸住宅

整備費の45%が助成対象
(高齢者居住安定化緊急促進事業)

地域優良賃貸住宅(高齢者型)のイメージ



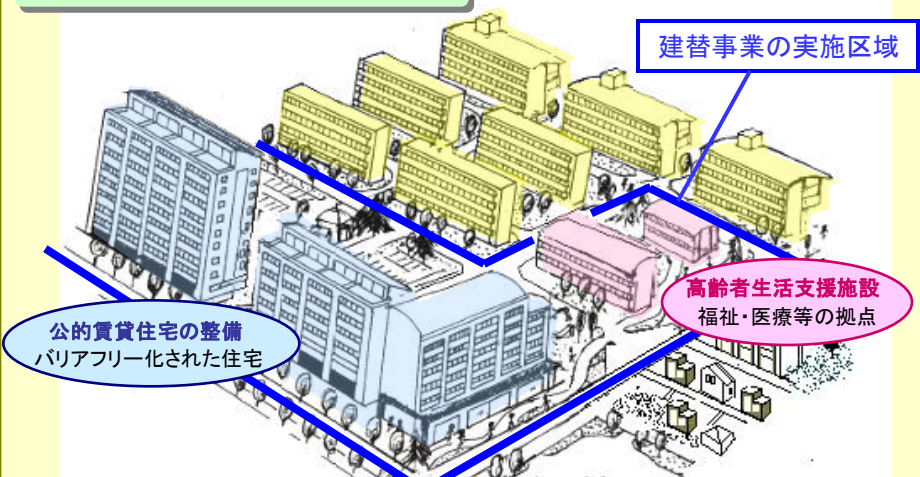
高齢者生活支援施設
高齢者交流施設等



バリアフリー化された住宅の整備

高齢者交流施設

安心住空間創出プロジェクトのイメージ



高齢者居住安定化緊急促進事業を活用するためには、
高齢者居住安定確保計画(※)への位置付けが必要
※高齢者居住安定確保法の改正により制度創設

高齢者の居住の安定確保を図るため、先導的な高齢者向けの住宅に関する技術・システム等の導入や高齢者向けの生活支援・介護サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくり・まちづくりに関する取り組みなどを支援(5年間)

- 建築工事費等 : 住宅及び高齢者の交流施設等の整備費(補助率:新築等1/10、改修2/3)、設計費(補助率:2/3)
- 技術の検証費 : 居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用 (補助率:2/3)
- 情報提供及び普及費 : 選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用等 (補助率2/3)

提案イメージ : 高齢者の居住に関する地域固有の課題の解決を図るための取り組み

提案イメージ 福祉施設、地域等との連携による高齢者が安心して暮らせる環境づくりのための取り組み

課題

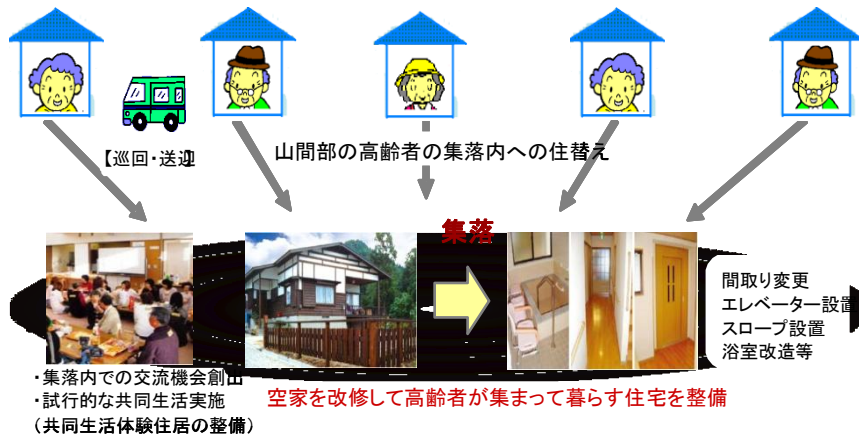
中山間地域等では、過疎化、高齢化の進展により、要介護者の住居が点在しているため、訪問に多くの時間を要し採算がとれず、通所・訪問サービス事業への参入が進んでいない。

提案

提案イメージ

高齢者の集住の誘導によるサービスの効率化・きめ細かなサービス提供

- ・ 集落で集住することによる訪問介護サービス等の効率的な提供
- ・ 集落内で見守り確保、共同生活により相互扶助、集落における日常的な交流により介護予防



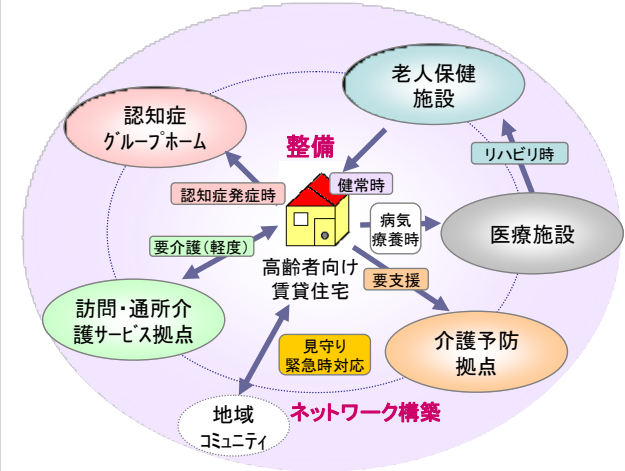
助成対象

住替え円滑化等のためのプログラム策定・実施に必要な経費(補助率2/3)
空家の改修費(補助率2/3)等

※介護保険に係る事業は対象外

高齢者がどのような心身の状況になっても(健常時、入院時、リハビリ時、要介護時等)、住み慣れた地域で安心して居住し続けることができる居住環境を整備

- ・ 施設や高齢者向け住宅の空室等の情報の共有・高齢者へのあっせんに関する取り組み
- ・ 日常時の見守り体制や緊急時対応の体制整備 等



助成対象

高齢者向け賃貸住宅整備費(補助率1/10)
見守り等の連携体制整備に係る経費
(補助率2/3)等

※介護保険に係る事業は対象外

公営住宅を障害者グループホームに改修する場合の支援の拡充

1. 目的

公営住宅を活用したグループホーム事業等を支援し、障害者等の居住の安定確保及び自立支援等を図る。

2. 制度改正内容

公営住宅をグループホーム等として利用するための改良工事費を公営住宅ストック総合改善事業(地域住宅交付金(基幹事業))の助成対象に追加する。

(現 行) 高齢者対応型 高齢者又は身体障害者の公営住宅における居住の円滑化のための設備等の改善

(改 正) 福祉対応型 高齢者、障害者等の公営住宅における居住の円滑化のための設備等の改善

※住宅地区改良事業等についても、上記と同様の措置を講ずる。

公的賃貸住宅団地の再整備に際して福祉・医療施設等の整備を促進し、高齢者等が安心して住むことができる安心住空間の創出を図る安心住空間創出プロジェクトを推進

公営住宅等整備事業(地域住宅交付金基幹事業)の拡充

既設公営住宅等の除却費(拡充)

【現 行】

公営住宅の建設等に係るもの

【拡 充】

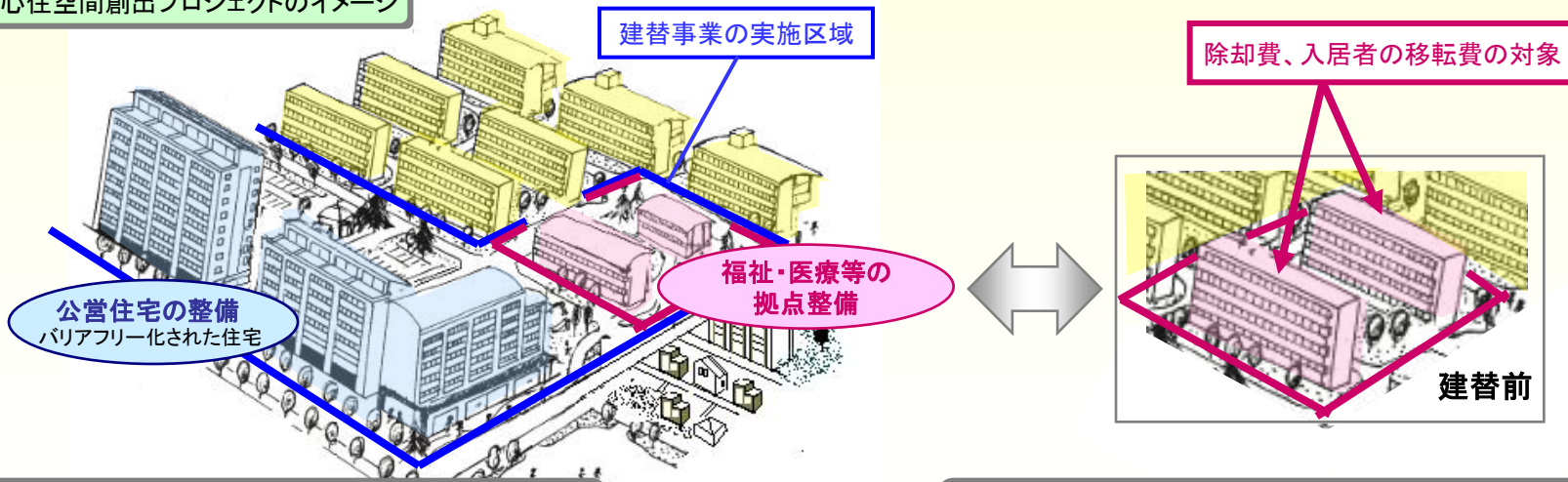
以下のいずれかに係るもの

- ・ 公営住宅の建設等
- ・ 公営住宅の用途の廃止に伴い生ずる土地における福祉施設、介護施設、医療施設、公的賃貸住宅等の整備

入居者の移転に要する費用(追加)

新たに整備される福祉施設、介護施設、医療施設等に供する土地に存する既設公営住宅の従前入居者に係る移転費用
(移転件数1件につき、171千円を限度)

安心住空間創出プロジェクトのイメージ



団地に公的賃貸住宅を整備することが必要
(既設公営住宅等の用途廃止・除却のみでは対象外)

福祉施設、介護施設、医療施設、公的賃貸住宅等の整備に係る既設公営住宅等の除却費、入居者の移転費が対象

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度の対象の拡大等

1. 目的

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度の保証対象を拡充し、高齢者、障害者等の居住の安定確保を図る。

2. 制度改正内容

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度について対象世帯及び滞納家賃に係る保証月数の見直しを行う。

①対象世帯

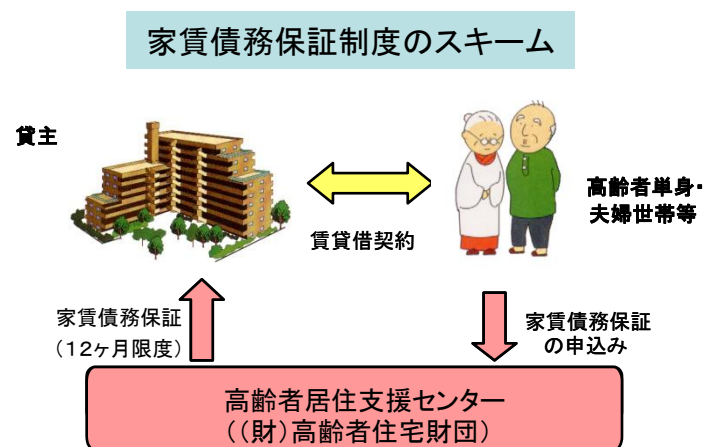
現行：高齢者（60歳以上）世帯、障害者（身体1～4級、精神1～2級、知的（精神に準ずる））世帯、子育て世帯（収入分位50%以下）、外国人世帯

改正：高齢者（60歳以上）世帯、障害者世帯、子育て世帯（収入分位50%以下）、外国人世帯

②滞納家賃に係る保証月数

現行：家賃の6ヶ月

改正：家賃の12ヶ月

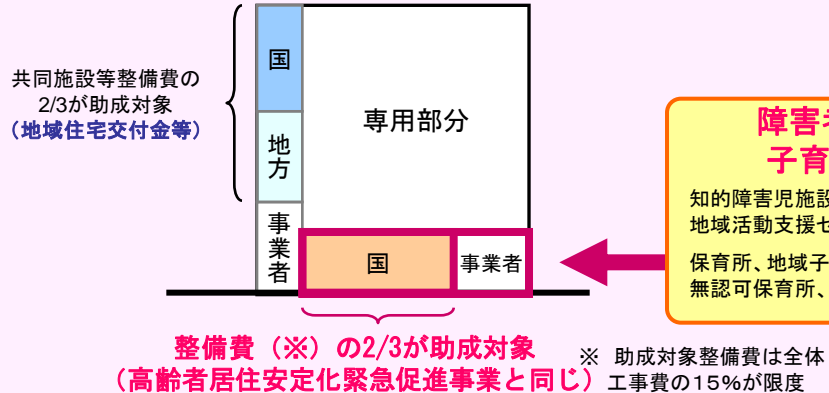


公的賃貸住宅の整備にあわせて**障害者福祉施設、子育て支援施設**を整備する事業に対し、国が緊急的な助成を行う(5年間)。

地域優良賃貸住宅型

支援対象のイメージ

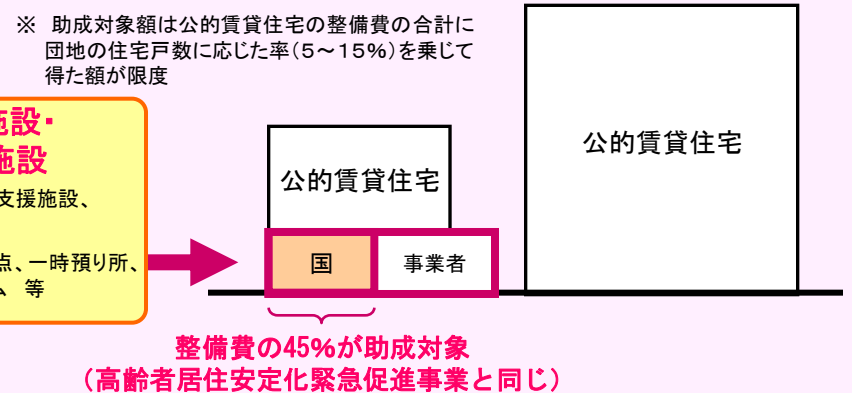
地域優良賃貸住宅



安心住空間創出プロジェクト型

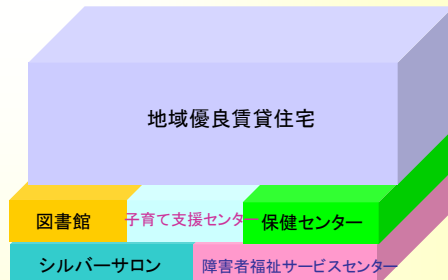
支援対象のイメージ

公的賃貸住宅団地の再整備



地域優良賃貸住宅のイメージ

※写真、図はイメージ



子育て支援センター内



障害者福祉サービスセンター内

子育て支援施設
子育て支援センター

障害者福祉施設
障害者福祉サービスセンター

安心住空間創出プロジェクトのイメージ

